

第 9 回 幌 延 町 教 育 委 員 会 議 会 議 録

日 程	令和 5 年 9 月 29 日	開会10時30分 閉会12時00分	場 所	役 場 3 階 委 員 会 議 室	
出席委員	委員 澤 谷 敦 美	教育長 青 木 順 一	参 与	伊藤教育次長 田村主幹 会議録作成者 椿係長	
	委員 前 田 雅 信				
	委員 佐 藤 友 子				
青木教育長	皆さんおはようございます。 只今から第9回幌延町教育委員会議を開会いたします。 本日の出席ですが、教育委員さん3名です。 会議時間の決定につきましては大体1時間程度を目途に進めたいと考えておりますのでご協力お願いいたします。 前回会議録の署名につきましては、出席委員にいただきました。 本日の会議録作成者の氏名につきましては、椿係長にお願いしたいと思います。 まず諸般の報告につきましては、議案書の会議日程表の紙面において報告いたします。 最初に、私から、挨拶ということでレジュメが手元にあると思います。 各種スポーツ大会、実施いたしました。今後、反省会がありますので、それに向けて今準備を進めているところです。各学校には、来年度に向けて、方向性を掴めるようにということで案内をしているところです。 幾つかの大会運営に少し支障を来したところがあります。 平泳ぎの協議、養護員の配置、具合が悪くなった子どもがいたマラソン大会ですね。来年度きちんとしていきたいと思っています。 それと9月も後半に入って、天候も落ちつき始めたのですが、各学校で少し問題行動が起きてきております。 2つ目です。9月定例議会、無事終わりました。 一般質問の内容を裏に書いておりますので、後から読んでおいてください。1つ目の質問が、学校の生理用品の配備について質問がありました。 答弁はそこに書いてあるとおり、養護教員と連携とりながら進めていきたいということです。道教委が今、道立学校での配置を試行していますので、その結果を受けて、市町村教育委員会で配置するかどうか決めていきたいなと思っています。令和9年度の新しい校舎に配置するののかも検討していかなければならないと思っています。 2つ目の質問が、スキー大会です。 オープン参加になったことについて質問がありました。学校行事、子供たちの不安感、安全安心の面でオープン参加になっていますということを、副校長先生と小学校長と連携しながら答弁を作成させていただきました。以上2点です。結構厳しい意見もありました。 小中一貫の新校舎に向けて、仏作って魂入れずということにならないようにと、叱咤激励を受けました。 議会には小中一貫校について、随時、さらに細かく、説明、報告し、情報提供していきたいと思っています。 3つ目です。				

全国学力学習状況調査結果が出ました。国語は全国平均以上ですが、算数数学、英語が全国、全道の平均以下と危機的状況になっております。長い目で見ると、他の市町村の生徒と、高校受験や採用試験で差が出てしまう。将来職に就いたときに他の都府県の人と比べて算数数学英語ができないという状況にならないように、各学校で取組を進めていただきたいということで、学校訪問をしてきました。

それと、各学校の研究部の先生たちが、きちんと対策を練って、授業に生かしていくということを言っていました。来年度、また4月に学力調査がありますのでまた見ていきたいと思っています。

校長会、教頭会議では4月初めに、私から授業改善に期待することということで、振り返りの時間とかノートをきちんと作ること、自分で学べるような授業を構築してくださいという話をしております。

4つ目、小中一貫教育について、10月になると思いますが、学芸会、学校祭が終わった後、一段落ついてから、幌延小学校と幌延中学校の児童会生徒会に、私が直接行ってお見舞いしたいことがあります。何を聞きたいかということとどんな学校にしたいか、子どもの意見を聞きたいと思っています。

イメージで丸い学校とか、四角い学校、三角とか、お菓子の家みたいな学校がよいとか、突拍子もない意見が欲しいです。あと色ですね。校舎の壁の色、今、黒が流行っていますが、町のカラーは深緑ということですので、そういうことも生かしていきたいです。どんな学校にしたいか、中学校は今日本一温かい学校っていうのを目指していますので、子供たちにどんな学校にしてほしい、したいのか。

あと、どんな教室が欲しいのか、例えば、少し大きめの遊ぶスペースが欲しいとか、あと昼寝ができる場所が欲しいでもいいですし、奇抜な発想が、創造的で建設的なアイデアにつながると考えていますので、小中学校の児童生徒によるプレゼンも実施したいと思っています。

その際は、町長副町長あるいは教育委員さん、議員さんに声をかけて、プレゼンに参加してもらえればと。結構面白いものが出てくるかと思えます。いつになるかは、11月、12月ぐらいになってしまうと思いますが、基本構想に生かしていきたいと思っております。

あとその他で9月下旬に異動希望の先生方と人事面談をしております。今日の午後幌延小学校で終わります。管外希望が多いです。

理由としては親の介護が必要になってきましたっていうところで、実家に近いところに行きたいという先生方が多かったです。

教育委員会としても考えてあげたいのですが、需要と供給、その先生の実績が非常に大事です。全道規模でこんな発表をした、全国の研修に参加しているとか、そういうことがあれば、受入れ先も欲しい先生ということになると思いますということを、人事面談で伝えてあります。

宗谷管内ですので、なかなか全道的な研修のようなものには、参加出来ないというところもありますが、今オンラインでも参加出来ますので、是非積極的に参加してほしいということを伝えさせていただきます。中にはすばらしい先生もいました。道教委の体力向上推進教師を任命されて、道の実践表彰推薦も受けていると。これは強いですね。他のところも欲しい先生だと思います。

あと10月3日、来月ですが、教育局との人事推進会議がありますので、教育委員さんからの要望があれば受けていきたいです。

その際が、令和9年度開校の小中一貫校を担う管理職、教員の異動を希望することは伝えていきたいと思っています。

あと10月10日、11日は視察ということです。

挨拶ですので、何かあればその他のところで質問していただければと思います。

では続けたいと思います。

協議事項に入っていきたいと思っています。

伊藤次長	今日の報告案件が2件、協議案件が4件ございますので、それを進めたいと思います。 報告第1号「教育委員の任命について」事務局より、ご説明いたします。 9月12日に開会された第7回幌延町議会定例会において、前田委員が教育委員再任について、議会の同意を受け、本日、本会議前に辞令が交付されておりますので、報告いたします。前田雅信氏は、 （個人情報説明）、任期は、令和5年10月1日から令和9年9月30日までの4年間となっております。 以上、報告第1号の説明といたします。よろしくお願いいたします。
青木教育長	只今説明ございました報告第1号につきまして、質問、意見がございましたらお受けしたいと思います。 よろしいですか。
各委員	はい
青木教育長	それでは只今説明がありました報告第1号について承認ということで、異議なしと認めて承認いたします。 それでは、続いて、報告第2号、会計年度任用職員の事故報告について上程いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
伊藤次長	（非公開）
青木教育長	それでは、説明ありました報告第2号につきまして報告のあったとおり、承認ということでよろしいでしょうか。
各委員	はい。
青木教育長	異議なしと認めまして、承認いたします。 それでは続いてですが、協議案に入りたいと思います。 協議案第1号を幌延町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について上程いたします。事務局の説明をお願いします。
伊藤次長	協議案第1号、幌延町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より、ご説明いたします。 本規則につきましては、令和5年10月1日付けで、役場の機構改革に係るグループ制の廃止等に伴い、委員会事務局組織の体制を改編する必要が生じたことから、規則の一部を改正するものです。 お手元の【協議案第1号資料 新旧対照表】も併せてご覧ください。 まず、第3条（組織及び職員）ですが、第2項で、今は、グループ制ということで、総務学校グループと社会教育グループとなっておりますが、10月からは係制となりますので、グループ主幹が2名いたところ、次長補佐ということで、管理職ポストが1つ減となります。そして、第3項は、係について謳っており、総務学校係、社会教育係の2係と社会教育主事となります。第5項では、係に係長を置くことができ、必要があるときは、係に主査を置くことができるとし、第6項では、係に主任を置くことができるとし、第7項では、係に第1項から前項に規定する職のほか、必要な職を置くことができるとしております。 次に、第4条（職務）ですが、第2項で、次長補佐は、上司の命を受け、各係の分掌業務を掌理し、教育次長を補佐するとし、第3項で主幹、第5項で係長、第6項で主査、第7項で主任、第8項でその他必要な職

	員に関して、一部条文を改めております。 次に、第7条第3項では、役場の機構改革に伴い課の名称が変更されたことから、「総務財政課長」を「総務企画課長」に改めております。 次に別表ですが、こちらが委員会事務局の分掌事務となっております。 まずは、「総務学校グループ」を「総務学校係」に改め、分掌事務53の「その他他のグループに属さない事務に関する事。」を「その他、他の係の所掌に属さない事項に関する事。」に改めております。それから、「社会教育グループ」を「社会教育係」に改め、分掌事務25の「その他他のグループに属さない事務に関する事。」を「その他、社会教育に係る事項で他の係の所掌に属さない事項に関する事。」に改めました。 最後に、附則として、この規則は、令和5年10月1日から施行することとしております。 以上、幌延町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、ご協議のほど、よろしくお願いいたします。
青木教育長	只今説明ございました協議案第1号につきまして質問、ご意見がありましたらお受けしたいと思います。 よろしくお願いします。
澤谷委員	役場機構改革がありますが、いろいろと事務が変わってないということは大変なことですね。 グループ制って何年ぐらい続いたのでしょうか。
伊藤次長	グループ制については、丁度、宗谷に移管したときからグループ制に変わっております。
佐藤委員	業務の内容は変わらないのでしょうか。
伊藤次長	分掌が大きく変わるということはないのですが、委員会でいうと、先程も申しましたが、社会体育係がなくなりまして、社会教育係1本になりました。 事務分掌が大きく変わるということはないです。 あと管理職が1人減りましたので、今までグループ主幹が、グループごとにいてまとめていたのですが、今度は、次長補佐ということで、全部見る形になります。あと係長が係をまとめていくことになるかと思います。 定数自体は10ということで、主幹が1人、減った分、今、総務学校で1人欠員出ています。定数が配置されれば、ある程度皆さん、機能できるかと思います。10月1日で、社会教育に1名配置されるということですが、総務の1名は、10月1日では配置されませんので、配置されてない状況が続くということにはなります。
青木教育長	他によろしいですか。 では、議案第1号につきまして原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	はい。
青木教育長	ありがとうございます。 異議なしと認めまして、原案のとおり決定させていただきます。 続きまして協議案の第2号、第3号、一括で協議したいと思いますので上程したいと思います。

伊藤次長	事務局の説明をお願いいたします。 協議案第2号、幌延町教育委員会公印規則等の一部を改正する規則の制定について、事務局より、ご説明いたします。 本規則につきましても、令和5年10月1日付けで、役場の機構改革に係るグループ制の廃止等に伴い、委員会事務局職員の職名等に変更が生じることから、規則の一部を改正するものです。 お手元の【協議案第2号資料 新旧対照表】も併せてご覧ください。 まず、第1条の幌延町教育委員会公印規則の改正ですが、第3条第3項中「総務学校グループ主幹の横に置き」と謳っているものを「教育次長のそばに置き」に改めるものです。 第2条の幌延町教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則の改正ですが、第3条の「総務学校グループ主幹」を「次長補佐」に改めるものです。 第3条の幌延町教育委員会事務局及び教育機関職員の職の設置に関する規則の改正ですが、別表の職名欄に「次長補佐」及び「主査」を加えるものです。 第4条の幌延町教育支援委員会設置規則の改正ですが、第9条の「総務学校グループ」を「総務学校係」に改めるものです。 最後に、附則ですが、この規則は、令和5年10月1日から施行することとしております。 以上、幌延町教育委員会公印規則等の一部を改正する規則の制定について、ご協議のほど、よろしくお願いいたします。
青木教育長	只今説明ございました協議案第2号について、ご質問、ご意見がございましたらお受けしたいと思います。 よろしいでしょうか。
各委員	はい
青木教育長	それでは、議案第2号につきまして原案のとおり決定させていただきます。 続きまして協議案第3号、幌延町教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令の制定について、事務局よりご説明いたします。
伊藤次長	協議案第3号、幌延町教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令の制定について、事務局より、ご説明いたします。 本訓令につきましても、令和5年10月1日付けで、役場の機構改革に係るグループ制の廃止等に伴い、委員会事務局職員の職名等に変更が生じることから、規程等の一部を改正するものです。 お手元の【協議案第3号資料 新旧対照表】も併せてご覧ください。 まず、第1条の幌延町教育委員会決裁規程の改正ですが、別表第2の「主幹」を「次長補佐」に、別表第3の「教育長の決裁を要する事項」の「代決することができるもの」「第2次」欄及び、事務局の「教育次長等専決事項」の「代決することができるもの」「第1次」欄を次長補佐に、各教育施設の「教育次長（所長・館長）専決事項」「代決することができるもの」「第1次」欄を「主幹」に「第2次」欄を「主査」に改めるものです。 第2条の幌延町立学校教職員ストレスチェック制度実施規程の改正ですが、第6条の「総務学校グループ主幹」を「総務学校係」に、第29条、第30条、第31条、第33条、第34条、第35条の「総務学校グループ」を「総務学校係」に改めるものです。 第3条の幌延町生涯学習センター等警備員設置規程の改正ですが、第8

	条第3号中「主幹又は係長」を「主査もしくは主幹」に改めるものです。 第4条の幌延町立学校職員の教職員評価結果に係る苦情の申出及びその取扱いに関する要綱の改正ですが、第3条第2項及び第8条の「総務学校グループ」を「総務学校係」に改めるものです。 第5条の幌延町立小学校社会科副読本改訂委員会設置要綱の改正ですが、第7条の「総務学校グループ」を「総務学校係」に改めるものです。 第6条の幌延町学校給食アレルギー対応連絡協議会設置要綱の改正ですが、第3条第7号の「保健グループ」を削り、第7条の「総務学校グループ」を「総務学校係」に改めるものです。 第7条の幌延町要保護及び準要保護児童生徒の就学援助費支給要綱の改正ですが、別記第4様式及び別記第4号様式の2の「総務学校グループ」を「総務学校係」に改めるものです。 第8条の幌延町特別支援教育連携協議会設置要綱の改正ですが、第3条第3号の「福祉グループ主幹」を「福祉担当課長補佐」に、同条第4号の「保健グループ主幹」を「保健担当課長補佐」に、第7条第2項の「総務学校グループ主幹」を「次長補佐」に改め、別表1では、「行政関係」の部員欄の「福祉グループ主幹」を「福祉担当課長補佐」に改め、「福祉グループ」を削り、「社会教育グループ主幹」を「社会教育係職員」に、「総務学校グループ主幹」を「次長補佐」に改め、「総務学校グループ」を削り、同表「保健」の部員欄の「保健グループ主幹」を「保健担当課長補佐」に改め、「保健グループ」を削るものです。 最後に、附則ですが、この訓令は、令和5年10月1日から施行することとしております。 以上、幌延町教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令について、ご協議のほど、よろしくお願いいたします。
青木教育長	今ございました第3号についてご質問、ご意見ございましたらお願いします。
各委員	それでは、議案第3号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 はい。
青木教育長	異議なしと認めまして、原案の通り決定させていただきます。 ありがとうございます。 続いて最後ですね、協議案第4号、教育委員会事務局職員の発令について上程いたしますので、事務局の説明をお願いします。
伊藤次長	協議案第4号「教育委員会事務局職員の発令について」、事務局よりご説明申し上げます。 下記の一覧表をご覧ください。 前回の教育委員会議でご説明させていただきました、役場の機構改革に伴うグループ制の廃止等による10月1日付けの人事及び新採用の発令となります。 まず、しばらく不補充となっておりました社会教育係に、新規採用職員の丹貴宏さんが配置される予定となっております。 次に、私ですが、幌延町生涯学習センター所長、総合体育館長、金田心象書道美術館長を兼務いたします。そして、グループ制の廃止に伴い総務学校グループ主幹の兼務が解かれます。 次に田村社会教育グループ主幹ですが、グループ制の廃止に伴い、職名が次長補佐となり総務学校係と社会教育係の2係を所管します。ま

	た、特定の業務を担う各教育施設には新たに主幹を置くことができることから、学校給食センター、幌延町生涯学習センター、総合体育館、金田心象書道美術館の主幹を兼務します。なお、社会体育係は社会教育係に統合されることとなりました。 次に椿総務学校係長ですが、特定の業務を担う各教育施設には新たに主査を置くことができることから、学校給食センター主査を兼務します。 次に岩田社会教育係長ですが、幌延町生涯学習センター、総合体育館、金田心象書道美術館の主査を兼務します。 次に高橋主任と藤澤主事ですが、グループ制の廃止に伴い、総務学校係への配置となります。 最後に太田主事と濱下主任ですが、グループ制の廃止に伴い、それぞれ係への兼務発令となります。 以上、ご協議のほど、よろしくお願いいたします。はい。
青木教育長	只今説明ございました協議案第4号につきまして、質問、意見ございましたらお受けしたいと思います。
澤谷委員	(非公開)
青木教育長	
前田委員	
伊藤次長	
青木教育長	第4号につきましては、よろしいですか。
各委員	はい。
青木教育長	では、第4号については原案のとおり決定することにしたいと思います。 以上で提出された案件について全て終了いたしました。 第9回ですね教育委員会議を終了させていただきます。 以下、余白